

第6章 取組の内容

I 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、 「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

【現状認識・課題】

(1) 様々な生きづらさがある本人および世帯などへの総合的な対応の推進

○近年、社会・経済状況の変化により、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーと生活困窮など、1つの世帯のなかで複数の問題が絡み合った複合・複雑化した事案や、「制度の狭間」のニーズへの対応が求められています。

○高齢者・認知症の人、障害のある人、子ども・若者、子育て世帯、生活困窮者をはじめとして、誰もが何かで困ったときに、相談でき、助けてもらえる場所や人があり、助けてもらうことへの申し訳なさや後ろめたさ、ためらいや気後れを感じなくてもよい、安心して助けてもらえる社会づくりが求められています。

(2) 災害・新興感染症発生時の支援体制の構築

○発災時に支援が必要な人に支援が円滑に届くよう、また、ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から地域住民等が相互に連携して対応でき、また、行政や専門職、ボランティア、NPO等が連携できるネットワークを構築し、発災時に迅速かつ的確な支援活動を展開できる体制を整備する必要があります。

○新興感染症の流行時においても、介護などの福祉サービスが必要な人に必要なサービスが提供されるよう社会福祉施設等の対応力を強化する必要があります。

(3) 災害時要配慮者の避難支援の推進

○災害時には、高齢者、障害のある人、子ども、妊産婦・乳幼児、医療等を必要とする在宅療養者、外国にルーツを持つ人、女性、性的マイノリティに関して配慮が必要な人等の要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難先での生活、介護支援等においてきめ細かな配慮が必要です。

○また、自力で避難することが困難な避難行動要支援者が、円滑かつ安全に避難できるよう、地域住民や自主防災組織、福祉専門職等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導體制を整備することが必要です。

(4) 権利擁護支援の推進

○一人の人としての尊厳を誰もが尊重され、安心して生活することができ、社会に参加し、活動を行い、自己実現できる機会を保障する地域や社会をつくるのが地域福祉の課題の一つです。

○単身高齢者世帯や頼れる身寄りがない高齢者、認知症高齢者の増加が予想されるなか、財産管理や日常生活に係る契約等の行為といった成年後見人等が提供する支援は、今後さらに必要となってきます。

○国の地域共生社会の在り方検討会議においては、頼れる身寄りがいない高齢者等への対応の検討が進められており、それらの状況も踏まえつつ、日常的な金銭管理支援、福祉サービス等の利用支援、入院・入所手続支援などの生活支援や、死後事務の支援ができる体制の構築を進めていくことが必要となっています。

(5) 苦情解決の仕組み

○利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利を保護するうえで、苦情解決は重要な課題となっています。

○社会福祉法において、各事業者は利用者からの苦情の適切な解決に努めることとされています。

【施策の方向性】

(1) 様々な生きづらさがある本人および世帯などへの総合的な対応の推進

○必要な支援や福祉サービスにつながりにくくなっている人を早期に発見し、必要な支援や福祉サービスに結び付けていけるよう関係機関のネットワーク構築や地域住民の支え合いなどの仕組みづくりを進めます。

○支援を必要としている本人や世帯などが抱える課題が深刻化し、解決が困難になる前に支援につながるができるよう、市町が取り組む包括的な支援体制の整備を支援し、属性や世代を問わない支援体制の構築・充実を進めます。

○認知症サポーターの養成等を通じて、認知症の正しい知識と対応方法についての普及啓発に取り組み、認知症に対する理解を促進します。

○罪を犯した人等においては、必要な福祉的な支援や地域社会の理解があれば、再犯に陥らず社会参加を目指すこともできます。罪を犯すに至った背景や生きづらさに寄り添い、犯罪が選択肢とならないような社会環境を目指します。

(2) 災害・新興感染症発生時の支援体制の構築

○自然災害や新興感染症発生時に、支援が必要な人に円滑に支援を届けられるよう、要配慮者への福祉支援体制整備やボランティア体制づくり等を進めます。

(3) 災害時要配慮者の避難支援の推進

○要配慮者のうち自力で避難することが困難な避難行動要支援者名簿の整備や災害時の個別避難計画の策定支援、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や環境整備を図り、実効性のある避難となるよう訓練等を実施します。

(4) 権利擁護支援の推進

○権利擁護への地域住民の理解を深め、権利侵害の未然防止・早期発見を図る周知啓発や地域福祉権利擁護事業を実施する社会福祉協議会の運営支援を行います。

○各市町・圏域の実情を尊重しつつ、県内全域で権利擁護支援の取組が進むよう、専門職団体や当事者団体を含む関係者間の連携促進を図ります。

○頼れる身寄りがない高齢者や判断能力が不十分な人の地域生活を支える支援策について、国の動向を注視しつつ、社会福祉協議会などの関係機関と検討を進めます。

(5) 苦情解決の仕組み

○福祉サービス利用者が苦情を申し出しやすく、苦情が迅速に解決されるよう支援します。

【具体的施策】

(1) 様々な生きづらさがある本人および世帯などへの総合的な対応の推進

次に示すような地域における様々な生きづらさのある本人および世帯、その家族などに対し、県および市町、事業者等と連携しながら各取組の推進および支援を行います。

また、市町が取り組む地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制の整備の支援をすることで、支援を必要とする方が必要な支援を利用できる環境づくりを推進します。

① 高齢者・認知症の人

ア 高齢者

- ・老人クラブなどの地域団体やNPO、企業など様々な主体が「つながる」という視点を持ち、連携・協働を進めるとともに、各主体が持つ特色を生かしあうことで、活発な活動が展開されるよう支援します。
- ・高齢者がそれぞれの状態に応じて必要な支援を受けられるよう、市町が取り組む介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの充実や、住民主体の通いの場づくりなどの取組を推進します。
- ・高齢者の暮らしの安全・安心を守るとともに、高齢になっても外出・移動しやすい社会基盤の整備や、地域での助け合いによる移動支援を進めます。
- ・高齢者虐待防止のさらなる推進に向けて、市町等関係機関と情報共有を行い、虐待につながる要因分析や、その対応方法などを共有します。
- ・介護する家族等を、その人自身の生活の質の維持・向上させるという視点をもった支援として、介護者支援の観点を盛り込んだ専門職種に対する研修の実施や、介護者の仕事と介護の両立を図るために企業向けの周知啓発、専門職の派遣等を行います。

コラム1 地域福祉の実践 買い物支援（NPO 法人おおたき里づくりネットワーク）

当団体では、ご自宅から最寄りのスーパーマーケットまで送迎する「買い物支援」を毎月2回実施しています。運転は、安全講習を受講した地域おこし協力隊員と地域住民が担当しています。現在、主に自動車免許をお持ちでない高齢者の方10名が登録しており、1回の利用料金は100円です。

買い物の日を心待ちにしている方も多く、車内では会話が弾み、和やかな時間となっています。利用者の皆さまからいただく「いつもありがとう」という言葉が、私たちの大きな励みとなっています。



イ 認知症の人

- ・ 認知症の正しい知識と理解のもとでの適切な対応の普及啓発を図ります。
- ・ 認知症の人や家族等が、住み慣れた地域で、自らの意思により生活し続けることのできるまちづくりや支え合いの仕組みづくりなどを、産学官民連携などにより推進します。
- ・ 認知症を発症しても、社会の一員として社会参加ができ、希望をもって日常生活を送ることができる地域づくりを目指し、地域住民の支え合い活動を推進し、家族や介護者等の負担軽減を図ります。
- ・ 認知症の症状・状態に応じた適切な支援が途切れることなく受けられるための医療・介護等の従事者の対応力の向上と、連携体制の強化を図ります。
- ・ 若年性・軽度認知症の支援機関や支援内容について見える化し、ホームページやSNSなどを活用して周知を図ります。
- ・ 生涯を通じた健康づくりや介護予防、リハビリテーション等の専門職と連携などによる認知機能低下の予防や認知症発症リスクの低減、早期発見につながる取組を進めます。
- ・ これらの取組の推進にあたっては、本人やその家族等、当事者の声を聴きながら進めます。
- ・ 認知症の人や家族等の地域での困りごとなどに対し、認知症サポーター¹³等による支援の仕組みづくり（チームオレンジ¹⁴など）がさらに広がるよう支援します。

¹³ 認知症サポーター：地域、職域において、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人。

¹⁴ チームオレンジ：認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取組。

② 障害のある人

ア 障害のある人

- ・誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容を県民に周知することにより、障害理解や心のバリアフリーの推進を図ります
- ・虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等を図るため、関係機関と事例検討などを行い、通報の受理や調査、一時保護を行う市町の取組を支援します。
- ・在宅の障害のある人はもとより、障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行する人や、支えてくれる家族亡き後も障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じた介助・介護・見守り等の生活支援サービス等の充実（体制整備、人材育成、確保）を進めます。
- ・保健福祉圏域における障害特性に応じた専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- ・高齢障害者のニーズに応じた適切なサービスが提供されるよう、障害福祉サービスおよび介護保険サービスの適切な運用に関する好事例等の情報提供や、滋賀県障害者自立支援協議会行政部会において介護保険と障害福祉サービスの併用や利用調整等に関する県と市町の情報共有等を行うことにより、障害分野と高齢分野の連携促進を図ります。
- ・市町の考え方や方向性、課題となる事柄等を丁寧に聞き取り、県が行うべき役割と市町への支援の内容を整理して、「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充実を進めます。
- ・企業において障害のある人の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構など関係機関と連携を図りながら、障害者雇用の促進のための周知、啓発を進めます。
- ・農業者と福祉事業所との農作業受委託等に係るマッチングへのサポートや、就労や体験の場を生み出すことにより、農業法人や農業分野における障害のある人等と地域社会のつながりづくりを進めます。
- ・介護等の場や農業分野をはじめとした多様な分野での訓練や就労が促進されるよう、関係機関と連携し、新たな分野における職域の開拓や就労先の確保を一層進めます。

コラム2 地域福祉の実践 障がい特性の擬似体験『びわこ☆めだか隊』の取組

(公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会)

見た目ではわかりにくい知的・発達障がい児者のことを、お友達や地域の人々、関わってくださる方に知っていただきたいとの思いから、2018年に『びわこ☆めだか隊』を発足し、活動を始めました。学校の生徒や先生、民生委員・児童委員、自治体の職員、警察の方などに、障がいの特性を擬似体験していただき、うまく出来ない困り感を感じてもらいます。社会全体でお互いの「違い」を認め合うことで誰もが安心して暮らしていける共生社会となることを願っています。



イ 医療的ケア児・者、難病者

- ・乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、保健・医療・福祉・教育等関係機関が連携を進めるとともに、支援の充実を図ります。
- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児・者の支援体制の充実に努めます。
- ・病院から在宅への移行について切れ目なく支援が受けられるよう、ハイリスク新生児への相談支援の充実等を通じて病院と地域の関係者との連携を進め、また、研修の実施などにより小児在宅医療を担う人材育成・スキルアップを図ります。
- ・難病診療連携拠点病院等の機能の充実・強化を図るとともに、難病医療連携協議会等において研修会を開催するなどし、従事者の資質を向上させることにより、難病の方への医療的支援の充実を図ります。

③ 子ども・若者、子育て世帯

ア 子ども・若者、子育て世帯

- ・子ども施策について、子ども自身が子どもの権利を知って理解する機会を設け、社会参画を促し、子どもの意見を聴き、反映する仕組みを作り、子どもを権利の主体として捉えた、子どもの権利が守られる社会の実現に向けた取組を推進します。
- ・行政、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、子ども・若者が年齢や発達に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験に加え、外遊びを含む様々な遊びができる機会づくりに取り組みます。
- ・全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、子ども・若者の視点に立った子ども食堂

など多様な居場所づくりに取り組みます。

- ・子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として自信と誇りを持ち、社会の中で自らの持つ力を発揮できることを目指します。
- ・若者が社会の一員として能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立できるための支援や、高等教育機関等との連携による若者の主体的な活動や社会参画の機会の確保、結婚を希望する若者に対する支援など、若者のニーズを踏まえ、その希望を叶えるための施策を推進します。
- ・子ども・若者の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子ども・若者を保護するとともに、子ども・若者が自らのもつ力を発揮しながら、健やかに成長するための環境を整備します。

イ 社会的養護を要する子ども

- ・児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもの見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。
- ・保健・福祉・医療・教育等の関係機関が緊密に連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的かつ切れ目のない支援を推進することで、虐待の予防、早期発見・早期対応につなげます。
- ・子ども家庭相談センターと配偶者暴力相談支援センターとの連携等により、子どもへの心理的虐待の予防や早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・「家庭養育優先原則」に基づき、家庭における養育が困難な場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、里親支援センターをはじめ、市町が提供する子育て支援メニューも活用し、里親への包括的な支援を推進します。
- ・児童養護施設等を退所後において、なお社会的な自立支援が必要な者に対し、福祉、就労、保健医療、教育および司法等の関係者や県民等が協働して、生活支援、就労支援、居場所づくり等を行います。

④ 生活困窮者・世帯

ア 生活困窮者・世帯

- ・生活困窮者からの生活や住まい、働くことへの相談を受け、経済的な自立に向けた支援を実施します。
- ・相談対応にあたっては、地域のネットワークの中で関係機関や関係者と互いに連携し、包括的な支援を行います。
- ・複合・複雑化する地域生活課題を抱える生活困窮者に対し、相談支援を実施します。

- ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。
- ・支援を必要とする方に必要な情報が行き届くように、市町、自立相談支援機関と連携し、制度の周知を行うとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域総合センターなどによる相談事業と連携を図っていきます。

コラム3 地域福祉の実践 地域総合センター(隣保館)の相談事例より

(公益財団法人滋賀県人権センター)

地域総合センターを巡回していた時、窓口で若い女性と職員が雑談をしていて、呼び止められた。聞くと、良い内職がないかという相談であり、一緒に相談にのることになった。何か事情があるのかと思ひ尋ねると、彼女は職場の中で部落差別発言があつて(直接自分が言われたのではないが)会社を辞めた。その事があり家で出来る内職を探しているのだという。

私は、「部落差別問題に関する研修を行っている企業もある。職業安定所も応援してくれる」など、現在の取組を話し、企業で働いてみてはどうかと勧めた。彼女はもう一度考えると言ってくれた。この相談の中に企業や社会における部落差別の実態が見えた。同時に差別に負けない支援策の必要性が明らかになった。

イ 経済的に困窮している世帯の子どもたち、ひとり親世帯

- ・学校を子どもの貧困対策の拠点と位置づけ、学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関連機関との連携や経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図ります。
- ・ひとり親が自分らしいと思える生活の実現を目指して、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた就労支援や就労後のアフターフォローを進めます。また、子どもの成長に伴い変化する働き方に対する希望がかなうよう企業に対するひとり親への理解促進を図ります。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。[再掲]

⑤ 困難な問題を抱える女性

- ・早期把握として、適切な支援が実施できるよう合同研修等を開催し、相談員間・関係機関の更なる連携を図るとともに、学校等において性に関する正しい知識の啓発、健康教育を実施します。
- ・居場所づくりとして、孤独・孤立や貧困等の悩みを抱える家庭を支援する子ども食堂等を実施する事業者を対象に運営支援、物資支援などを行う民間団体等の取

組を支援します。

- ・相談支援として、単独での女性相談支援員の配置が難しい市町のバックアップや広域的な支援を図るため、県施設等における女性相談支援員の配置先の拡大を検討します。
- ・一時保護として、支援対象者の多様なニーズに応じるため、一時保護所において余暇活動の充実や生活環境の改善を図ります。
- ・被害回復支援として、女性相談支援員に対して、精神科医や臨床心理士によるスーパービジョンを定期的実施し、専門的な助言を行うことによって、支援の質の向上を図ります。
- ・生活支援として、一時保護等の中長期的な支援体制の確保を目的として、民間団体等との連携を含め女性自立支援施設の今後の在り方について検討を行います。
- ・同伴児童への支援として、DVのある家庭環境など様々な背景を有する同伴児童については、情緒面・行動面・発達面等への影響もあることから、心理療法を担当する職員と連携しながら支援します。
- ・自立支援・アフターケアとして、地域社会での生活を目指し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親を対象に、個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細かな就労支援を行います。

⑥ 食の確保に課題を抱える人・世帯

- ・貧困、災害等により、必要な食べ物を十分に入手することができない人・世帯への支援として、地域等から寄せられた食料、未利用食品等を提供するための活動が円滑に行われるよう、事業者やフードバンク¹⁵活動団体、子ども食堂、地域住民、社会福祉協議会、市町など関係相互の連携強化を図ります。

⑦ 住まいの確保に配慮が必要な人

- ・県営住宅において、本来入居すべき低所得者である住宅困窮者の入居機会が阻害されないよう、的確に入居審査や入居の承継に係る確認を行うとともに、住宅困窮者の世帯状況等に配慮した入居要件の設定、住戸の確保、入居選考等を適正に実施します。今後も必要に応じて入居要件の見直しを行うとともに、真に住宅に困窮する世帯の居住の安定が図られるよう取り組んでいきます。
- ・賃貸住宅の入居者と家主の安心感の向上を図るため、居住支援法人等の関係団体と連携した居住支援体制を構築するとともに、生活に困難を抱え、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者、障害のある人、低額所得者、ひとり親世帯、外国にルーツを

¹⁵ フードバンク：食品関連企業において、包装の印字ミス等により販売が困難になった食品、農家における規格外の農産物、家庭で余った食品などの寄付を受け、食料支援を必要とする家庭や福祉施設などに無償で提供する社会福祉活動およびその活動を行う団体のこと。

持つ県民等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援について、住宅部局と福祉部局が連携した取組を進めます。また、住宅確保要配慮者についても、入居機会を制限することがないよう、関係者の意識の向上に努めます。

- ・家賃の支払いや病気、事故などへの不安から賃貸住宅に入居を断られる住宅確保要配慮者¹⁶が住居を安定的に確保できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティーネット住宅）や入居中の生活支援を組み合わせた賃貸住宅（居住サポート住宅）の登録を促進します。

⑧ 就労に向けた支援が必要な人

- ・生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員等による支援、就労活動促進費の支給や就労自立給付金の支給を実施します。
- ・就労支援が必要な貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。
- ・しがジョブパークにおいて、滋賀労働局と連携し、就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催などをワンストップで行うとともに、就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。
- ・生活困窮者や困難を抱える女性等が就労につながるよう、滋賀労働局との連絡会議に参加し、情報共有など連携強化を進めます。
- ・働く意欲のある高齢者の就労を促進するため、シニアジョブステーション滋賀において、滋賀労働局と連携し、求職者に対し、個別相談から求人情報提供および職業紹介までのサービスをワンストップで提供します。
- ・障害者就労支援施設等における経済活動の活性化などを目的に設立された特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センターと連携して、働く意欲のある障害者の就労支援や企業・福祉・教育・医療等の関係機関・団体とのネットワークづくりを進めます。
- ・すべての県民等が、その能力を發揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国人を対象とした職業能力開発の機会の提供に努めます。

⑨ ひきこもり状態にある人

- ・高等学校へ進学した児童生徒（入学予定者および中途退学者等を含む。）のうち、特別な支援を必要とする者が、学齢期から就労まで切れ目のない支援を受けられるよう、学校と地域支援機関の連携による支援の取組をさらに進め、県と市町、福祉

¹⁶ 住居確保要支援者：「住宅セーフティーネット法」および省令に定めのある方に加え、以下の方を対象と定めている。指定難病患者・要介護要支援認定を受けている者・児童養護施設退所者・犯罪をした者等・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援を行う者・海外からの引揚者・新婚世帯・原子爆弾被爆者・戦傷病患者、LGBT・UIJ ターンによる転入者・妊婦・被災地からの避難者（発災後3年以内）

と教育の間の情報共有等の仕組みを整えます。

- ・ひきこもりの背景や当事者・家族がおかれている多種多様な状況について何らかの社会的障壁がある状態と捉え、必要な支援を受けながら、当事者および家族の自分らしい生き方を保障する必要性について理解の促進を進めます。
- ・ひきこもり支援センターにおいて、ひきこもり支援における課題整理や解決に向けた方策の検討等、多角的に協議できる場づくりに取り組みます。
- ・市町におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知を図るとともに、ひきこもり支援センターに医療・法律・福祉・教育・就労等の多職種からなる専門家チームを設置し、市町等に対する専門的助言等を行う機能の強化を図ります。
- ・不登校の状態にある子どもについては、教育、福祉、医療、地域等が連携し、子どもや保護者に対して必要な支援に取り組みます。
- ・学校をはじめ、教育支援センターや社会教育施設、民間施設なども含めて、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場や居場所の確保を図ります。
- ・県民や民生委員・児童委員など様々な分野の支援者が、当事者・家族が生きづらい状況におかれていることを理解し、当事者・家族が地域で孤立しないよう、ひきこもりに関する普及啓発を進めます。
- ・ひきこもりの支援を行う機関や市町、保健所等が連携して、地域におけるネットワークづくりを進めるとともに、丁寧な訪問などアウトリーチを促進していきます。
- ・支援につながらないまま長期化・複雑困難化したひきこもり状態にある本人・家族に対し、社会福祉協議会等との連携のもと、訪問活動や必要に応じた受診支援等を通して、個別の状況に応じた支援の充実と地域づくりを推進します。

コラム4 地域福祉の実践 ひきこもり支援の取組（社会福祉法人さわらび福祉会）

2015年以降に、滋賀の縁創造実践センターのモデル事業として始まった甲賀・湖南ひきこもり支援奏(かなで)は、人と出会うのがしんどい、子どもが何年もひきこもっていて・様々な悩みに訪問や個別支援を柱に寄り添いを続けてきました。

そして今、滋賀県社会福祉協議会がまとめた、ひきこもり支援資源マップには県内の多様な支援が紹介されています。

活動内容は相談、ゲーム、茶話会、手芸、パソコン、農業、女子会・そして居酒屋まで、思わず立ち寄りたくなります。あなたの周りには誰かが寄り添っているのかもしれない。



ひきこもり支援資源マップ
二次元コード



⑩ 希死者、自殺未遂者

- ・自殺対策推進センターを核として、保健所、市町等との協働により、滋賀県自殺対策計画と連動した取組を推進するとともに、自殺対策連絡協議会において本県の特性に応じた具体的な取組の方向性について協議し対策の推進を図ります。
- ・自殺未遂者の支援体制においては、救急告示病院等や精神科医療機関と保健所、市町、警察、消防との連携強化を図り、継続的かつ包括的な支援体制を構築し、対応の充実を図ります。
- ・こころに悩みを抱えた人に寄り添った丁寧な相談対応を行うため、電話や対面などによる相談窓口の設置や「滋賀いのちの電話」等、専門的な相談活動への支援を通して、人を孤立させない体制を作ります。

⑪ アルコール等依存者

- ・精神保健福祉センターや保健所等で相談対応や本人・家族支援を行うとともに、相談・支援に従事する人材の育成や県民への普及啓発に努めます。
- ・県立精神医療センターが依存症の専門医療機関・依存症治療拠点機関として核となり、地域の医療機関における診療技術の向上や連携体制の構築に取り組みます。
- ・滋賀県依存症関係機関連絡協議会の構成団体等が相互に連携・協力を図りながら、分野横断による包括的推進体制の確保をとおして、依存症対策の推進に取り組みます。

⑫ 自分からSOSが出せない人、孤立しがちな人

ア SOSが出せない人、孤立しがちな人

- ・県民や民生委員・児童委員など様々な分野の支援者が、当事者・家族が生きづらい状況におかれていることを理解し、当事者・家族が地域で孤立しないよう普及啓発を進めます。
- ・子育て家庭、介護者等が感じる孤立感や負担感の軽減を図り、安心して生活が出来るよう、学校や福祉、医療等との一層の連携強化により、必要に応じたサービスにつなげる等の支援・相談体制の充実を進めます。
- ・多頭飼育問題¹⁷の顕在化による深刻な孤立を防ぐため、分野をまたがって支援を行えるよう動物愛護管理部局、地域住民等との連携を進めます。
- ・民生委員・児童委員や保護司等を含むボランティアなどによる地域の見守りや困りごとの相談、様々な地域活動や居場所づくりの促進を図るとともに、地域資源を活

¹⁷ 多頭飼育問題：飼い主が適切な繁殖制限措置を施さずに動物を飼育し続けること等により、動物の数が飼い主の飼育管理能力を超えた際に、単に動物の健康状態のみならず、飼い主の生活環境や周辺環境の悪化を引き起こすこと。

多頭飼育の問題を引き起こす背景として、環境省調査では、健康上の問題や経済的な困窮等の困難を抱えている事例が多数報告されている。

用したネットワークや活動拠点の整備など、あらゆる地域住民が自分らしく活躍できる地域づくりを進め、世代を超えて地域住民が共に支え合いながら、暮らすことのできる社会の実現を目指します。

イ ヤングケアラー

- ・各市町における包括的な支援体制の整備への支援等を通じ、本人およびその世帯を支えられるよう努めます。
- ・ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るため、県民への啓発等を行います。
- ・ヤングケアラーを早期に把握し、円滑な支援につなげるため、教育、福祉、医療等の関係機関の職員や地域における支援者等を対象に、ヤングケアラーへの理解促進や多機関連携による支援に向けた研修等を実施します。
- ・ヤングケアラーへの相談支援体制の整備や、その家庭への適切な保健福祉サービスの提供等による支援の充実を図ります。

⑬ 犯罪被害者等¹⁸

- ・犯罪被害者等が平穏な生活へ復帰できるよう、総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実や、深刻な犯罪被害からの回復支援に取り組みます。
- ・犯罪被害者等を支える社会を形成するため、犯罪被害者等についての県民理解の促進や民間被害者支援団体との連携強化と支援に取り組みます。

⑭ 罪を犯した人等

- ・犯罪や非行に至った背景や生きづらさに寄り添い、国・県・市町・民間協力者等が一丸となった「息の長い」支援を実施し、地域での自立した生活を支援します。
- ・高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所および少年院）出所者等に対し、滋賀県地域生活定着支援センターが矯正施設、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施するとともに、刑事司法手続き段階にある被疑者・被告人等で障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して支援することにより、社会復帰および地域生活への定着を進めます。
- ・刑事司法、更生保護関係者だけではなく、保護司を始めとする福祉、就労、医療などの関係者や関係機関・団体がネットワークをつくり、地域の社会資源を提供し合い連携を図る「滋賀KANAMEプロジェクト」等、地域全体で罪を犯した人の立ち直りを支える仕組みづくりを支援します。
- ・犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない

¹⁸ 犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族。

地域社会を築こうとする“社会を明るくする運動”を保護観察所、保護司、更生保護女性会およびBBS会¹⁹などの関係機関との連携のもと推進します。

- ・ 刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行う滋賀県再犯防止推進会議を設置し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、県として必要な支援を効果的に進めます。

コラム5 地域福祉の実践 滋賀 KANAME プロジェクト

(更生保護法人滋賀県更生保護事業協会)

犯罪や非行をした人たちが刑務所等を出所した後、再び罪を犯すことなく、また社会で孤立することなくもう一度人生をやり直すためには、地域の様々な人々が寄り添い支えていくことが重要です。

滋賀 KANAME プロジェクトは、福祉、医療、教育、就労などの分野において、保護司や特定の機関だけでなく、様々な団体や企業、地域ボランティア等が手を取りあい情報を共有し、相互に協働して活動ができるようなネットワークづくりを進めています。「ありがとう」という言葉が、私たちの大きな励みとなっています。



⑮ 戸籍のない人

- ・ 出生時に戸籍への記載がなく、社会生活上、様々な不利益を被っている人のために、福祉サービスをはじめとする生活支援や教育支援につなげるよう取り組みます。

⑯ 外国にルーツを持つ人・世帯・子どもたち

- ・ すべての県民が安心して生活を送ることができるよう、医療、保健、福祉など社会保障に関する情報を、多言語や「やさしい日本語」で提供することに努めます。
- ・ 外国人を含め誰もが地域社会から孤立しないよう、相談・支援における福祉事務所や社会福祉協議会などの福祉関係者との連携を推進します。
- ・ すべての県民等が、その能力を發揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国人を対象とした職業能力開発の機会の提供に努めます。[再掲]

¹⁹ BBS会：Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

⑰ 性的指向²⁰・性自認に関して配慮が必要な人

- ・誰もが自分の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることができるよう、性的指向・性自認などの性の多様性に関する県民の理解の増進を図るため、教育・啓発等に取り組みます。
- ・学校においては、自身の性的指向・性自認に関して悩みを抱える児童生徒に対してきめ細かな対応が必要なため、児童生徒の心情等に配慮した相談支援等の取組を進めます。
- ・「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」における連携体制の構築等を推進するとともに、「パートナーシップ宣誓制度」の導入等により市町と連携を図りながら、相談体制の整備や当事者支援の取組等を推進します。

(2) 災害・新興感染症²¹発生時の支援体制の構築

① 災害時の福祉支援体制整備の推進

- ・能登半島地震では、災害発生後に在宅福祉サービスが停止したことで、要配慮者の家族の負担が大きくなったことに加え、認知症や生活機能低下の進行に拍車がかかって災害関連死につながった可能性も指摘されていることから、避難生活から安定的な日常生活へと移行できるよう必要な支援を行う福祉専門職からなる災害派遣福祉チーム（しがDWA T）を含む福祉支援体制の整備を進めます。
- ・災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、滋賀県および滋賀県社会福祉協議会が運営する滋賀県災害ボランティアセンターにおいて、平常時から市町の災害ボランティアセンター体制づくりや災害ボランティア活動マニュアルの作成、県域での専門ボランティア団体等との連携・活動体制および資機材等、災害ボランティア活動の環境整備を進めます。
- ・土砂撤去や避難所運営支援等の専門的な技能等を持つボランティア団体等を円滑に受け入れることができるよう、災害中間支援組織を設置し、訓練等を行い、実効性の向上を図ります。
- ・災害ボランティア活動を支援する災害ボランティアコーディネーター等の人材養成を支援します。
- ・県感染症対策主管課や医療福祉関係団体が入居する医療福祉センター機能（（仮称）第二大津合同庁舎）の整備により、災害に備えて平常時から多職種間連携を密にし、災害発生時には、関係団体と緊密に連携して対応します。

② 新興感染症発生時の福祉支援体制整備の推進

- ・新興感染症のまん延時においても、平時から施設や自宅で利用している福祉サービ

²⁰ 性的指向：自分の恋愛感情や性的感情の対象がどのような性別に向かうかという心理的な傾向や指向性のこと。

²¹ 新興感染症：新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

スが継続して受けられる体制を整備します。

- ・新興感染症に対する社会福祉施設等の対応力を強化するため、人材育成や相談ネットワークの構築など、施設内の感染対策を支援および推進していくためのプラットフォームを運営します。
- ・平時および新興感染症の流行時において、高齢者施設および障害者支援施設における自立的な感染対策の実践を推進する人材を養成するとともに、県内および地域における関係施設、保健所および専門家等による相互支援（ネットワーク）を推進していきます。
- ・新興感染症発生時には、社会福祉施設職員等が感染症の対応を行うにあたり、強度の心理的な負荷がかかることが想定されるため、社会福祉施設職員等に対するメンタルヘルス対策を実施します。

（３）災害時要配慮者の避難支援の推進

① 避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の策定

- ・避難行動要支援者となる高齢者、障害のある人、子ども、妊産婦・乳幼児、医療等を必要とする在宅療養者、外国にルーツを持つ人等の災害時の避難行動について実効性のある個別避難計画の策定支援および災害時に速やかに安否確認や避難ができる体制づくりを進めます。
- ・どこの地域にどのような医療的ケア児・者がおられるか把握し、円滑かつ確実に支援できる体制の構築を図ります。
- ・災害時要配慮者は、自力避難や状況の把握が困難、あるいは困難な可能性があることから、地域住民などの連携による自主的な防災活動が大切です。そのため、要配慮者支援の重要な担い手である自主防災組織に対し、研修会の開催、情報提供、技術支援を行うとともに、消防団、福祉専門職、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等との協働体制の構築について、市町の取組を支援します。

② 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練の実施

- ・災害時における避難行動要支援者の避難先を確保するため、市町における福祉避難所の指定の促進を図るとともに、市町を越える広域的な避難等に備え、広域福祉避難所として社会福祉施設や福祉団体との協力協定の締結を進めます。
- ・要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携して支援を行うことができるよう、当事者も含めた避難支援関係者による平常時からのネットワークの構築に取り組みます。
- ・市町の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設において避難確保計画が作成され、避難訓練が実施されることにより、災害時の避難体制が確立されるとともに、円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう支援します。

③ 避難所における福祉的配慮の推進

- ・避難所において、要配慮者等に配慮し、誰もが安心して利用できる避難所の体制整備を促すとともに、避難所での避難生活の質の向上を図る物資および避難所における感染症対策に資する災害備蓄物資の充実を進めます。
- ・緊急時の電源の確保や避難所となる福祉施設での物資の備蓄、避難所のバリアフリー化、障害特性を踏まえた避難所運営など、災害への備えが進むよう取り組みます。
- ・高齢者、障害のある人、子ども、妊産婦・乳幼児、医療等を必要とする在宅療養者、外国にルーツを持つ人、女性、性的マイノリティに関して配慮が必要な人等要配慮者の視点を取り入れた避難所チェックリスト等により、要配慮者が安心して過ごせる避難所の整備、運営ができるよう市町を支援します。

④ 福祉避難所の機能確保

- ・市町に対して福祉避難所の開設運営マニュアルの作成や、開設訓練等の実施を働きかけるなどにより、発災時に福祉避難所が機能するよう取り組みます。
- ・要配慮者の市町域を越える避難が必要となる場合に備え、広域福祉避難所設置・運営マニュアルを策定するとともに、施設の指定や管理者との協定の締結などを進めます。

(4) 権利擁護支援の推進

① 権利擁護の啓発・理解促進

- ・滋賀県権利擁護センター、滋賀県高齢者権利擁護支援センターや障害者110番、各福祉圏域あるいは市域に設置されている権利擁護サポートセンターなどが相互に連携し、権利侵害や日常生活に関する相談対応、広報啓発等を実施し、高齢者や障害のある人が、安心していきいきと地域生活が送れるよう支援します。
- ・身近な地域における取組も重要であることから、民生委員・児童委員の見守り活動を通じて、判断能力が不十分な人や困りごとのある人が必要な支援につながるよう活動を支援します。
- ・地域住民一人ひとりが、社会的に不利な立場に置かれることが多い高齢者、障害のある人、生活困窮者、ひとり親、外国にルーツを持つ人等に対する理解を深めるとともに人権意識を高め、人権問題に対する理解を深めるための啓発活動を展開するとともに、公民館、地域総合センター等における学習機会の充実に向けた取組を支援します。
- ・誰もが役割を持ち、活躍できる共生社会の実現に向け、障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容を県民に周知することにより、障害者理解や心のバリアフリーの推進を図ります。

② 成年後見制度の利用促進

- ・滋賀県における成年後見制度利用促進（権利擁護支援の推進）に関する取組方針に基づき、市町における権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化に向けた広域的な観点からの取組を推進し、本人の意思決定支援や成年後見制度の利用促進を進めます。
- ・地域の実情を踏まえ、成年後見制度の首長申立に関する研修や法人後見受任団体の育成など、市町や中核機関、専門職団体、裁判所等の関係団体と連携の上、後見人等の担い手の確保につながる取組を推進します。
- ・成年後見制度の利用促進に関する施策について、市町の基本的な計画の策定や中核機関の設置、運営等を支援します。

③ 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援体制を見据えた検討

- ・認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な方が、地域で安心して暮らしていけるよう、市町社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業を支援します。
- ・地域福祉権利擁護事業の取組にあたっては、日常の見守り活動等により支援を必要とする人のニーズを把握し、事業の利用者との信頼関係に留意しながら意思決定支援を行い、質の高い相談対応を促進します。
- ・また、サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類の預かり等により、地域社会における自立支援につながるようその利用を促進します。
- ・国の地域共生社会の在り方検討会議では、頼れる身寄りがいない高齢者等の日常的な金銭管理や入院・入所の手続、死後事務の支援等が検討されているところであり、その動向を注視しながら、支援体制の構築に向けた検討を行います。

(5) 苦情解決の仕組み

① 事業者の苦情解決体制の整備

- ・事業所における苦情処理体制の充実を図るため、運営指導および社会福祉施設指導監査において苦情処理体制の整備状況を確認し、体制が十分でない事業者には指導を行います。

② 適切な苦情解決の促進

- ・事業者段階での解決が困難な苦情に対しては、滋賀県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会により、中立・公正な立場から事情調査や助言、あっせんが行われます。苦情解決が円滑に図られるよう滋賀県社会福祉協議会との連携を進めます。

Ⅱ 地域住民の多様性が尊重され、

「つながり、支え合う」地域づくりの推進

【現状認識・課題】

(1) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

- 地域住民、社会福祉協議会、NPO、地域団体、当事者団体等の様々な主体の参画と協働により、地域で安心して暮らせるよう地域における支え合い・助け合い活動を推進し、住民自治の促進を図る必要があります。
- 農福連携や社会的処方、滋賀KANAMEプロジェクト等、地域の強みや価値を再認識して伸ばし高め、新たなつながりを創出して、参加支援や地域づくりにつなげていく必要があります。
- 民生委員・児童委員活動等を通じて、支援を必要としている人が普段から自らSOSを発信できる地域の雰囲気づくりや周囲がそれに応えて支援できる関係構築が大切です。
- 社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人は、「既存制度の対象とならない多様化・複雑化した福祉ニーズに対応する」という役割が社会福祉法において明確化され「地域福祉の実践者」として重要な役割が期待されています。

(2) 福祉意識の向上と次世代育成

- 現在の福祉学習をさらに幅広く児童福祉、生活困窮分野への理解に広げることも重要です。
- あらゆる地域住民が自主的に見守り活動等の必要性に気づき、具体的な活動につなげていけるよう、高齢者、障害者理解に加えて生活困窮、子育て支援等を含めた学び合いの機会が必要です。
- 高齢者、障害のある人、妊婦、小さな子どもを連れた方をはじめ、誰もが街中で困っているときに、みんなが声をかけて助け合える地域づくりが大切です。
- 市町、社会福祉協議会、地域総合センター、滋賀県人権センター等と連携し、身近な地域における人権、福祉教育の充実が重要です。

(3) ユニバーサルデザインの推進

- まちにおける移動や施設の利用、行政情報など様々な情報取得について、年齢、性別、障害の有無に関わらず、すべての人が利用可能なデザインにするユニバーサルデザインを進めることがより一層求められています。

(4) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

- 社会福祉法において、事業者はサービスの自己評価を行うことが努力義務として規定されており、サービスの質の向上のため、事業者によるサービスの自己評価の取組を引き続き進める必要があります。

(5) 社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

- 福祉ニーズが多様化・複雑化するなかで、社会福祉法人等の地域の様々な関係機関が、地域の中で顕在化している福祉ニーズを積極的に把握するとともに、対応していくことが求められています。
- 一方で、小規模な法人においては、経営基盤や職員体制の脆弱性などから、単独で地域貢献のための取組の実施が困難な状況にあります。
- NPO、企業等を含め、活動の活性化、ネットワーク化を進め、地域力の向上を図ることが必要です。

(6) 子どもの貧困の解消に向けた地域における取組の推進

- 児童養護施設等を退所した者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者、また、ひきこもりやヤングケアラーなど社会的、家庭的な事情により、困難な状況にある子ども・若者への支援が必要となっています。
- 子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、貧困の状況にある子どもが健やかに育つことのできる環境を整備することが必要です。

【施策の方向性】

(1) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

- 地域の困りごとの解決に向けた取組や活動のノウハウを共有して好事例の横展開を図るとともに、地域の支え合い活動の立ち上げ支援等により、参加・活動の場・居場所づくり等を通じて地域づくりを推進します。
- 地域住民、社会福祉協議会、NPO、地域団体、当事者団体等の様々な主体が、それぞれが持つ特色や強み、機能等を活かしながら、つながりを図り、活発な活動が展開されるよう支援します。
- 企業、地域団体、学校・学生等それぞれが持つ特色や強み、機能等を活かしながら地域の課題解決に積極的に参画・協働するよう、セミナー開催等を通じて社会貢献活動の促進を図ります。
- 社会福祉法人は福祉サービスの提供を通じ、地域の福祉力の向上を支援します。
- 誰もが住み慣れた地域で自分らしい幸せな生活を送り、満ち足りた人生の最期を迎えることができるような仕組みづくりを進めます。

(2) 福祉意識の向上と次世代育成

- 福祉教育を推進し、ノーマライゼーション理念や「障害の社会モデル」の考え方の普及を進めます。
- 一人ひとりが人権についての理解を深め、互いを認め合いながら、ともに生きることの意味を実感できるよう人権教育を推進します。

(3) ユニバーサルデザインの推進

○誰もがはじめから利用可能なデザインにしようというユニバーサルデザインの考え方を、県民や事業者と協働しながら普及啓発を進めます。

(4) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

○事業者に対し、第三者評価の実施を促進し、これによる評価結果の福祉サービスへの反映を図ります。

(5) 社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

○小規模な社会福祉法人等が、自らの創意工夫に基づき、地域貢献事業を積極的に展開していくことを通じて、地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう支援します。

(6) 子どもの貧困の解消に向けた地域における取組の推進

○貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業等の充実を図ること等により、子どもおよびその保護者の社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組めます。

○また、地域の実情を踏まえ、地域にある様々な場所の活用を促して、居場所を提供するとともに支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくりまします。

【具体的施策】

(1) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

① 参加・活動の場、居場所づくり

- ・民生委員・児童委員等を含むボランティアなどによる地域の見守りや困りごとの相談、様々な地域活動や居場所づくりの促進を図るとともに、地域資源を活用したネットワークや活動拠点の整備など、あらゆる地域住民が自分らしく活躍できる地域づくりを進め、世代を超えて地域住民が共に支え合いながら、暮らすことのできる社会の実現を目指します。
- ・高齢者、障害のある人、子ども・若者や外国にルーツを持つ人など地域の人たちの交流活動の充実やボランティア活動の促進を図り、地域住民や地域の団体を主体とした見守り、居場所づくりなどの支援活動を進めます。
- ・課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカー²²を配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図ります。また、児童生徒の

²² スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、生きづらさがある児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや生きづらさの解決に向けて支援する専門家。

感情や情緒面を支援するため、小中学校や県立学校へスクールカウンセラー²³を配置・派遣します。

- ・生活支援コーディネーターに加え、認知症地域支援推進員や在宅医療・介護連携コーディネーターなど、市町の地域づくりの取組を支える人材の育成や相互の連携を促進し、住民同士のつながりや支え合いの深化を図ります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい幸せな生活を送り（QOL：クオリティ・オブ・ライフ）、満ち足りた人生の最期を迎えること（QOD：クオリティ・オブ・デスもしくはダイイング）ができるよう、医療福祉の関係者、関係機関が連携し、高齢者やその家族が必要な支援を受けることができる体制の構築や、地域住民および多様な主体による支え合い・助け合いができる地域の実現を進めます。
- ・ACP²⁴（人生会議）が、医療・介護のみならず、福祉、地域住民、家族、教育機関など多様な主体のもとで実践され、本人の意思が尊重されるよう本人の思いや希望を支える文化の醸成を図ります。
- ・地域における福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点である地域総合センターにおいては、隣保事業(第二種社会福祉事業)として、生活上の各種相談事業や就労支援、教育支援、広く人権に関する理解を深めるための各種事業等が実施されており、その運営に対して支援します。

コラム6 地域福祉の実践 みんなのお店 i・mart での居場所づくり

(NPO 法人街かどケア滋賀ネット)

当ネットでは、各地域での居場所づくりの実践を探し、広める取り組みを進めています。そんな中で、「みんなのお店 i・mart」を拠点に多世代が集う活動をされている合同会社集楽の取り組みを知りました。イートインスペースを活用し、親子での英語クッキングやハンドマッサージ体験、エスプレッソ講座などを開催。びわこ学院大学の学生と小学生が協働してピザ窯づくりを行うなど、地域ににぎわいが生まれています。夕方には、学校帰りの子どもたちが立ち寄る居場所にもなっています。



²³ スクールカウンセラー：心理の専門的な知識、技術を活用し、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携して必要な支援をするための心の専門家。

²⁴ ACP：将来の変化に備え、将来の医療およびケアについて、本人を主体に、そのご家族や近い人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組。

② 地域福祉推進の中核である社会福祉協議会の活動支援

- ・社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくため、公私の多様な活動主体・関係団体の中核となって「地域福祉の実践者」として取組を推進するという重要な役割があることから、継続した活動ができるように支援します。

コラム7 地域福祉の実践 「滋賀の福祉人」子ども達へつなぐ福祉の実践

(社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会)

滋賀の福祉は、先人の方々が取り組んできた宝物がいっぱいあります。

みんなでつないできた宝物を次世代の子ども達につないでいきたいですね。

【チョコボラ体験】

ボランティア活動のきっかけづくりとして「チョコボラ体験事業」を実施しています。

子育て支援の「ひろば」で子ども達と遊んだり本を読んだりして、お兄ちゃん・お姉ちゃんが大活躍しています。体験をとおして、まちなみんなに笑顔が広がるボランティアを広めています。



コラム8 地域福祉の実践 福祉とデザイン研究会

(社会福祉法人長浜市社会福祉協議会)

この研究会は、みんなが安心して共に暮らせる地域をつくるために、福祉について考える人と、他の分野の人たちが協力して活動しています。困っている人の気持ちに寄り添いながら、「もっとよくする」という考え(=デザイン)を大切に、様々な分野の人たちがチームになって課題解決に取り組んでいます。2023年から始まり、分野の違う人たちが力を合わせることで、新しいアイデアをデザインし課題の解決と地域のつながりを広げています。



ホームページ
二次元コード

③ 地域の多様な主体（地域住民、企業、社会福祉法人、NPO等）の参画促進

- ・日常生活支援が必要な人を地域で支えるため、社会福祉法人などの福祉サービス事業者、NPO、老人クラブ、自治会、地域住民組織、企業、学校・学生などの協働による地域で支え合う機運の醸成と支え合いの仕組みづくりを支援します。
- ・地域における移動支援の充実を図るため、民間や各NPO等による移送サービスの推進や移動支援ボランティアの育成など、地域資源を活用した多様な支援を促進します。
- ・淡海子育て応援団事業登録事業所による子育てを応援するサービスの提供や子どもの笑顔はぐくみプロジェクト等、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくりなどをとおして、企業や地域による主体的な子ども・若者育成

支援が進むよう機運を盛り上げます。

- ・犯罪被害者等を支える社会を形成するため、犯罪被害者等についての県民理解の促進や民間被害者支援団体との連携強化と支援に取り組みます。[再掲]
- ・障害のある人等の活躍の場の拡大を目指した農業と障害福祉の連携推進として、子ども食堂等における子どもたちと農業者の交流機会の創出、農福連携促進に向けた情報発信、農作業受委託のマッチング、農園・地域協議会・施設の設置支援等を実施し、農業を一つのツールとした農福連携の推進を図ります。
- ・医療・介護・福祉に関わる人材が、健康上の課題を抱える方に対し、身体的な側面だけではなく、孤立や社会的な困難といった社会生活上の課題にも目を向け、ボランティア活動や文化活動、スポーツなど地域の多様な社会資源と連携して支援する「社会的処方」の取組を推進します。
- ・刑事司法、更生保護関係者だけではなく、保護司を始めとする福祉、就労、医療などの関係者や関係機関・団体がネットワークをつくり、地域の社会資源を提供し合い連携を図る「滋賀KANAMEプロジェクト」等、地域全体で罪を犯した人の立ち直りを支援していく仕組みづくりを支援します。[再掲]
- ・レイカディア大学では、新しい知識と教養を身につけるための学習機会を提供することで、高齢者の社会参加を推進するとともに、地域づくりにおける担い手を養成します。
- ・NPO、企業、地域団体、学校・学生等との協働を進め、社会貢献活動や地域活動の活性化を図るため、多様な主体と協働して地域生活課題の解決に向けた対話・協議を行います。
- ・企業と包括的連携協定²⁵を締結し、相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することで地域福祉の向上を図ります。

コラム9 地域福祉の実践 農福商連携で広がる新しいまちづくりのかたち

(NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センター)

私達は、農業と福祉をつなぐ「農福連携」に商業(飲食店)を加えた「農福商連携」の取り組みを行っています。農家や農福連携に取り組む福祉施設の野菜を、障害のある方たちがサポートを行い、飲食店へ届け料理として提供。販路拡大や工賃向上、農家の人手不足解消、飲食店の地産地消アピールにつながり、三方よしの取組みとなりました。今後は農福商連携を中心とした、地域課題を共に考えるプラットフォーム型の組織として展開していく予定です。



²⁵ 企業との包括的連携協定：民間企業と相互に高齢者、障害のある人、子育て等の支援、災害対策、防災、防犯、その他地域の活性化等に関して緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働の活動を推進するため、包括的連携協定を締結。

④ 民生委員・児童委員活動の環境整備

- ・民生委員・児童委員による、福祉サービス等を適切に利用するための必要な情報提供、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、子育て家庭等への見守りや訪問、地域住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動、児童の健全育成や福祉活動、行政機関へつないでいく取組を促進します。
- ・地域住民の立場に立った相談・援助活動や、様々な制度のわかりやすい情報提供が求められていることから、民生委員・児童委員を対象とした研修会を充実し資質の向上を図ります。
- ・民生委員・児童委員のなり手の確保や経験豊かな人材の定着を図るとともに、多くの地域住民によるその幅広く、奥深い活動への協力が得られるよう、周知、啓発を進めるとともに、民生委員・児童委員業務の負担軽減を目指し、ICTの導入などを支援します。

コラム10 地域福祉の実践 笑顔のたねをまきましよう

～あなたよし・わたしよし・ちいきよし～

(滋賀県民生委員児童委員協議会連合会)

民生委員は地域の“ちょっと困った”に耳を傾け「笑顔のはな」を咲かせる身近なボランティアです。高齢者や児童の見守り、地域の身近な相談相手、また地域福祉の関係機関と連携し支援を必要とする方のお手伝いをしています。

日常の小さな支え小さな行動が「助かった」「ありがとう」という大きな喜びに変わる瞬間はこの活動ならではのやりがいです。

「共に働き、共に喜び、共に育つ」—その輪の広がりが私たちのまちをより豊かにします。

⑤ 活動資金の確保と有効活用

- ・地域住民が福祉活動を行うに当たり、必要な資金を継続的に確保するための仕組みについて、好事例を収集しその普及を図ります。
- ・赤い羽根共同募金運動の推進を支援し、地域における地域福祉の推進を図ります。

⑥ ボランティア活動の推進

- ・滋賀県社会福祉協議会が運営する滋賀県ボランティアセンターにおいて、市町ボランティアセンターと連携し、人材の育成や情報提供、情報交換、相談等が実施されるよう支援します。
- ・ボランティア団体、NPOなどが相互に交流・研究する場の提供を促進し、誰もが参画できるよう裾野の拡大を図ります。併せて、災害ボランティア活動がニー

ズに対応して円滑に展開されるよう、災害ボランティアコーディネーター等の人材養成を支援します。

⑦ 居住支援の取組推進

- ・生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住まいを喪失またはその恐れのある者が安心して求職活動に専念することができるよう、住まい確保のための支援を実施します。
- ・賃貸住宅の入居者と家主の安心感の向上を図るため、居住支援法人等の関係団体と連携した居住支援体制を構築するとともに、生活に困難を抱え、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者、障害のある人、低額所得者、ひとり親世帯、外国にルーツを持つ県民等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援について、住宅と福祉が連携した取組を進めます。[再掲]
- ・家賃の支払いや病気、事故などへの不安から賃貸住宅に入居を断られる住宅確保要配慮者が住居を安定的に確保できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティーネット住宅)や入居中の生活支援を組み合わせた賃貸住宅(居住サポート住宅)の登録を促進します。[再掲]

⑧ 災害時の地域における福祉支援体制の整備

- ・能登半島地震では、災害発生後に在宅福祉サービスが停止したことで、要配慮者の家族の負担が大きくなったことに加え、認知症や生活機能低下の進行に拍車がかかって災害関連死につながった可能性も指摘されていることから、避難生活から安定的な日常生活へと移行できるよう必要な支援を行う福祉専門職からなる災害派遣福祉チーム(しがDWA T)を含む福祉支援体制の整備を進めます。[再掲]
- ・災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、滋賀県および滋賀県社会福祉協議会が運営する滋賀県災害ボランティアセンターにおいて、平常時から市町の災害ボランティアセンター体制づくりや災害ボランティア活動マニュアルの作成、県域での専門ボランティア団体等との連携・活動体制および資機材等、災害ボランティア活動の環境整備を進めます。[再掲]
- ・土砂撤去や避難所運営支援等の専門的な技能等を持つボランティア団体等を円滑に受け入れることができるよう、災害中間支援組織を設置し、訓練等を行い、実効性の向上を図ります。[再掲]
- ・災害ボランティア活動を支援する災害ボランティアコーディネーター等の人材養成を支援します。[再掲]
- ・要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携して支援を行うことができるよう、当事者も含めた避難支援関係者による平常時からのネットワークの構築に取り組みます。[再掲]

- ・高齢者、障害のある人、子ども、妊産婦・乳幼児、医療等を必要とする在宅療養者、外国にルーツを持つ人、女性、性的マイノリティに関して配慮が必要な人等要配慮者の視点を取り入れた避難所チェックリスト等により、要配慮者が安心して過ごせる避難所の整備、運営ができるよう市町を支援します。[再掲]

⑨ 社会福祉法人の公益的な取組の推進

- ・社会福祉法人が日頃の活動などを通じて、地域の特性や情報を集めるほか、地域の福祉課題を発掘し、その解決に向けた活動を担う核として市町、社会福祉協議会と連携・協働した取組の推進を支援します。
- ・県内の社会福祉法人が、優れた公益性と非営利性を発揮し、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、地域生活課題や福祉ニーズを総合的かつ専門的に対応することで、地域における支援体制が重層化され、地域における福祉力の向上が図られるよう支援します。

(2) 福祉意識の向上と次世代育成

① ノーマライゼーション理念の普及・啓発

- ・小・中・高等学校における福祉読本の活用や体験学習、また身近な地域における福祉学習を推進し、生涯にわたったノーマライゼーション理念の普及を進め、県民一人ひとりの行動につなげます。
- ・高齢者、障害のある人、妊産婦、けが人などを対象に、車いすマーク等の駐車区画を適切に利用するための利用証を交付するパーキングパーミット制度を推進し、不適切な駐車を解消することにより、移動に配慮が必要な方に使いやすい駐車場の確保に努めます。

② インクルーシブ教育の推進

- ・障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶための仕組みづくりを進めるため、合理的配慮の提供を行うとともに、「副次的な学籍」制度の実施、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多様な学びの場について研究・検討を進めます。

③ 生涯にわたる福祉教育・人権教育の推進

- ・一人ひとりが人権についての理解を深め、生涯にわたって自らの生き方に関わる問題として受け止め、支援を必要とする人が自らSOSを発信できる地域づくりや周囲がそれに応えて支援できる関係が構築されるよう学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりを進めます。
- ・教育委員会や社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、実際に介護等の現場で働いている方による出前講座や、体験学習の機会を提供し、児童生徒の福祉への関

心や理解を深め、子どもの頃からの福祉意識の醸成を進めます。

- ・核家族化の進行を踏まえ、福祉読本を活用し、生まれた時から看取られる時まで、人生をイメージした福祉学習を進め、家族間の思いやりや助け合いの心を育みます。
- ・平成28年（2016年）に施行された障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法をはじめとする人権に関する法律は、差別の解消、人権の尊重を目的としています。一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活の中で具体的な態度や行動に結びつく人権感覚を身につけることができるよう、様々な機会をとらえ、より一層効果的な人権啓発を推進します。

④ 多様性の尊重

- ・性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互いに認め合い、誰もが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向けて、障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例、滋賀県子ども基本条例等の理念や内容についての周知により、県民の心のバリアフリーの推進を図ります。
- ・一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活の中で具体的な態度や行動に結びつく人権感覚を身につけることができるよう、様々な機会をとらえ、より一層効果的な人権啓発を推進します。

(3) ユニバーサルデザインの推進

① ユニバーサルデザインの普及啓発

- ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例や淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づき、誰もが安全で快適に生活できるよう、県内の公益的施設、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化を促進します。
- ・公共施設や多くの人々が利用する施設について、誰もが安全かつ快適に利用できるよう、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の普及啓発を図るとともに、施設管理者の理解と意識向上に努めます。また、滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の普及を推進します。
- ・わたSHIGA輝く国スポ・障スポの来県者に対して実施したアンケート調査の結果等も活用し、取組の拡充につなげます。

② 情報アクセシビリティの向上促進

- ・県が情報提供する際には、「やさしい日本語」を用いて、字の大きさや配色、点字、多言語やふりがななどに配慮し、高齢者、障害のある人を含む誰もが利用しやすい情報保障を進めます。
- ・必要な情報が必要とする人に十分行き届くよう、多様な情報媒体を活用し、情報が届きにくい人にも配慮しながら効果的な情報提供を進めます。

(4) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

① 健康福祉サービス評価システムの推進

- ・利用者本位の質の高いサービスの提供が図れるよう、これまで進めてきた自己評価に加え、より客観的な評価となる第三者評価の実施を促進し、これによる評価結果のサービスの反映を図ります。
- ・第三者評価にあっては、第三者評価機関の募集・認証を進めるとともに、評価調査者の養成や資質の向上を図り、評価体制の充実を進めます。
- ・事業所が行った自己評価や第三者評価の結果を事業所のホームページに掲載したり、事業所内での閲覧や広報誌に掲載したりするなど、幅広い公表を促進します。

② 社会福祉法人の情報公開の推進

- ・福祉サービスの利用を希望する方が、自分にとって最適なサービスを選択できる環境を整備するため、社会福祉法人に対し、その特性やサービス等に係る情報について積極的に公開するよう指導・助言を行います。

③ 健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用推進

- ・医療・介護・健康分野等におけるICTの活用や最新のロボット技術の導入が円滑に進むよう、県立リハビリテーションセンターや介護現場革新サポートデスク等の関係機関が協力して情報の収集や発信を行います。
- ・電話やICTを活用した、見守りを兼ねたコミュニケーション機会の確保ができるよう、高齢者がスマートフォンを利用できる環境を整えるなど、つながりのための取組に関する市町間の情報共有と好事例の横展開を行います。

(5) 社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

- ・社会福祉法人が持つ専門性、設備、人的・物的資源等を有効活用し、複数の社会福祉法人、地域の関係機関、団体等と連携し、様々な福祉サービスの提供をすることで地域における支援体制が重層化され、地域における福祉力の向上が図られるよう支援します。
- ・NPO、企業、地域団体等が連携し、それぞれの持つ特徴や強み、機能等を活かしながら、地域の課題解決に取り組む活動を支援します。
- ・NPO、企業、地域団体等との協働を進め、社会貢献活動や地域活動の活性化を図るため、多様な主体と協働して地域の課題解決に向けた対話・協議を行います。
- ・企業と包括的連携協定を締結し、相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することで地域福祉の向上を図ります。[再掲]

(6) 子どもの貧困の解消に向けた地域における取組の推進

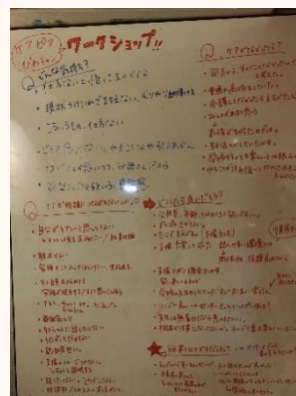
- ・様々な困難な状況にある子どもたちを対象に、社会福祉施設や子ども食堂等が市町や学校等と連携して行う食事や学習支援等の多様な居場所づくりの取組を支援します。
- ・孤独・孤立や貧困等の悩みを抱える家庭を支援する子ども食堂等を実施する事業者を対象として運営支援、物資支援等を行う民間団体等の取組を支援します。
- ・地域社会全体で子どもの体験学習・活動の機会と場を充実していく「しがこども体験学校」の取組を推進します。
- ・支援を必要とする子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化します。
- ・学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図る取組を推進します。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭が孤立しないよう、民生委員・児童委員等が福祉、子育て等の相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関等とのつなぎ役を行います。
- ・貧困の状況にある子どもやひとり親家庭等を含めた経済的に困窮している者の食品アクセス確保を図るため、子ども食堂やフードバンク等による食料提供を円滑にする地域の体制づくり等を推進します。

コラム11 地域福祉の実践 若者の居場所づくり

(NPO 法人こどもソーシャルワークセンター)

ヤングケアラーはこどもでありながら、家族の様々なケアを行っています。

滋賀県では、そのような高校生や学生世代のヤングケアラーが集まる合宿キャンプを行っています。ヤングケアラー同士の交流だけでなく、ヤングケアラーの気持ちを社会に知ってもらうためにどうすればいいのか、また小中学生のヤングケアラーにどのようなサポートが必要か考える居場所になっています。



Ⅲ 教育機関・事業所・地域住民との協働で取り組む、

「滋賀の福祉人」づくりおよび活動の推進

【現状認識・課題】

(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくりと活動の推進

- 地域住民等と協働し、地域の課題を把握し、その解決に向けた取組ができる人材の育成を図ることが重要となっています。
- 福祉ニーズが多様化する中、各福祉分野の枠を超えたあらゆる地域生活課題に対応するためには、地域福祉を支える支援者に対する支援を充実し、その活動を支えていくことが求められています。

(2) 福祉人材の育成・確保・定着

- 高齢化の対応や待機児童対策、障害のある人への取組の充実等、さらなる福祉ニーズの増加が見込まれる中、必要な人材確保に加え、職員の定着の推進も重要です。
- そのためには、社会福祉協議会等との連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者に対する就業支援や就業経験のある再就業の支援を行う必要があります。
- また、福祉サービス事業従事者の資質向上のための研修機会の充実、福祉職場の処遇改善や職場環境改善等を支援し、職場への定着を図ることが必要です。
- 福祉施設や福祉関係団体等の職員や民生委員・児童委員等の相談員などの福祉関係者は、子ども、高齢者、障害のある人等の人権の保障に直接的な関わりを持っており、高い人権意識が求められています。
- 福祉ニーズの多様化・複雑化等により、福祉に携わることへの負担感が意識されやすい傾向があり、業務負担の軽減や魅力発信等により、担い手確保に取り組んでいくことが必要です。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成〔再掲〕

- 将来の福祉人材の確保を図るため、小・中・高等学校での福祉学習や福祉職場での体験学習などにより、福祉についての知識や理解を深めていくことを通じ、福祉職場への就業につなげていく必要があります。
- 地域住民が見守り活動等の必要性に気づいたり、具体的な活動につなげていけるよう、福祉学習等の学び合いの機会が重要です。

【施策の方向性】

(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくりと活動の推進

- 複合的・複雑な事案に対応ができる人材、他の職員のロールモデルとなるような人材の育成や活動の支援を進めます。

○複雑で複合的な課題がある人の支援者が孤立しないよう、支援者に対して寄り添い、ともに考え、支えることができる体制づくりを進めます。

(2) 福祉人材の育成・確保・定着

○様々な専門的知識、経験、技術をもった他分野からの新たな人材の確保を進めます。

○福祉の職場の処遇改善や職場環境改善等の支援策を検討し、職場への定着率を高める取組を進めます。

○福祉関係者が幅広い知識を習得できるよう、体系的、継続的な研修を実施し、資質の向上に努めます。

○職務や経験年数等に応じて、人権研修の機会を提供するとともに、主体的な人権研修等の取組を促進します。

○ICT導入や業務効率化の好事例の横展開等により業務負担の軽減を進めるとともに、福祉に携わることの魅力ややりがいを積極的に発信します。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成[再掲]

○福祉学習を推進し、ノーマライゼーション理念の普及を進めます。

○一人ひとりが人権についての理解を深め、互いを認め合いながら、ともにいきることの意味を実感できるよう生涯にわたる福祉学習・人権教育を推進します。

【具体的施策】

(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくりと活動の推進

① 複合的な事案に対応ができる福祉人材の育成と活動の支援

- ・介護、障害、子ども、生活困窮等の福祉分野はもとより、複合・複雑化する地域生活課題に対応できる、滋賀の福祉職のロールモデルとなる人材の育成を図ります。
- ・福祉の現場で働く方が、「アイデンティティ」と「ビジョン」をもってそれぞれの仕事に向き合い、本県の先人の理念と実践の価値を学びつつ、必要な知識・技術・モラルの基本を習得することで「滋賀の福祉人」として活躍できるよう、滋賀県社会福祉協議会が設置する社会福祉研修センター等と連携して、人材の育成に取り組み、また、効果的な活動につながるよう「滋賀の福祉人」の啓発にも努めます。
- ・「滋賀の福祉人」が一段の高みを目指して成長することを支えるため、滋賀県社会福祉協議会が令和3年(2021年)に開学された「えにしアカデミー」の受講を促進するとともに、アカデミー修了後も受講者が在籍する福祉事業所等において、そのロールモデルとしての学びを活かした地域での実践がなされるよう支援します。
- ・「えにしアカデミー」修了者を輩出し、継続して質の高い福祉の実践が見込まれる事業所を「滋賀の福祉」実践推進事業所として推奨することで、人材育成と地域福祉の向上を図ります。

② 支援者への支援等による活動の推進

- ・複雑で複合的な課題がある人の支援者に対し、寄り添い、ともに考え、支えるため、支援者を支援する相談対応や必要な助言等を行うとともに、知識・スキル向上のための研修を実施します。

(2) 福祉人材の育成・確保・定着

① 若者の進路選択支援

- ・地域、学校等における対話型交流会の開催、マスメディアやSNSなどを活用した啓発、イベントの開催など積極的に福祉の魅力について情報を発信し、イメージアップを図ります。
- ・介護福祉士や保育士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸与する介護福祉士修学資金等貸付制度、保育士修学資金貸付制度により福祉分野の資格の新規取得者を確保します。
- ・事業者団体や介護施設などの協力も得ながら、生徒に対して介護体験の機会を設けるなど、早くから介護に対する正しい理解と関心を高める取組を推進します。

② 多様な人材の参入促進

- ・広く県民に対し福祉職場への就労を促進するための広報・啓発や職場体験等の機会の提供を行うとともに、資格をもちながら勤務していない潜在有資格者の職場復帰を支援することにより、多様な人材層の参入を促進します。
- ・高齢者、障害のある人、外国にルーツを持つ人等多様な人材の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人高齢・障害・求職雇用支援機構など関係機関と連携しながら情報収集し、広報・啓発を進めます。
- ・介護・福祉人材センターとハローワークや市町など関係機関と一層の連携強化を図り、きめ細やかな職業紹介を行います。
- ・福祉分野の仕事内容や魅力を幅広い年齢層に情報発信し、福祉分野への関心を高めることで、人材の確保につなげます。

③ 福祉職場への定着促進

- ・福祉の職場は、全産業の平均より職場への定着率が低いことから、キャリアパスの整備などによる処遇改善、ハラスメントや暴力行為への対策等を含む職場環境改善等の支援策を検討し、職場への定着率を高める取組を推進します。
- ・新人職員向けのフォローアップ研修や交流会の開催により、新人職員間のネットワークづくりや相談窓口を設けることで新人職員の定着を促進します。
- ・より質の高い幼児教育・保育を提供するため、保育士等の研修機会の充実や教育・保育指導員による保育技術指導を実施し、保育士等の資質の向上を図ります。

④ 職場環境の改善

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のために必要な職場環境の整備や、誰もが働きやすい労働条件の整備に積極的に取り組んでいる事業者を登録し、その取組を広く公表することにより、事業者の自主的な取組を促進します。
- ・介護保険サービス事業所においては、職員の待遇改善、人材育成、介護現場革新等の観点から、働きやすい労働環境の整備に積極的に取り組んでいる事業者を認証し、認証事業者の取組を広く公表することで、事業者による働きやすい環境整備の促進を図り、人材確保・定着・育成に繋がります。
- ・管理的職業従事者や政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、多様な意見が反映され、一人ひとりが個性と能力を発揮し、誰もが活躍できる職場環境づくりに取り組みます。
- ・ハラスメントや暴力行為への対策マニュアルの普及や研修等を実施することで、職員の定着を支援します。
- ・抱え上げない介護や、最新のロボット技術、ICTなどの業務の負担軽減や効率化に資する機器等について、福祉事業所等への導入を進めるとともに、その効果や課題を情報提供することにより普及を促進します。

⑤ 社会福祉関係者の資質の向上

- ・福祉人材の資質、専門性の向上を図るため、必要な知識および技術の習得等のためのキャリアアップ研修を実施します。
- ・高齢、障害、子ども、生活困窮分野の連携のため、介護支援専門員や相談支援専門員等の専門職合同による研修等を実施します。
- ・保育従事者の保育士資格取得に対する支援や、若手保育士への研修の充実、認可外保育施設のICT化および感染症対策の推進などにより、安全・安心な保育環境づくりを進め、保育の質の向上にも取り組みます。

⑥ 人権教育の推進

- ・福祉施設や福祉関係団体等の職員や民生委員・児童委員等の相談員などの福祉関係者が、人権について正しい理解と認識を深め、人権尊重の視野に立った質の高いサービス提供や相談対応等ができるよう、利用者の人権擁護などに関する啓発・研修の推進を図ります。

⑦ 福祉の魅力ややりがいの発信

- ・地域、学校等における対話型交流会の開催、マスメディアやSNSなどを活用した啓発、イベントの開催など積極的に福祉の魅力について情報を発信し、イメージアップを図ります。[再掲]

- ・福祉分野の仕事内容や魅力を幅広い年齢層に情報発信し、福祉分野への関心を高めることで、人材の確保につなげます。[再掲]

(3) 福祉意識の向上と次世代育成[再掲]

① ノーマライゼーション理念の普及・啓発[再掲]

- ・小・中・高等学校における福祉読本の活用や体験学習、また身近な地域における福祉学習を推進し、生涯にわたったノーマライゼーション理念の普及を進め、県民一人ひとりの行動につなげます。

② 生涯にわたる福祉学習[再掲]

- ・一人ひとりが人権についての理解を深め、生涯にわたって自らの生き方に関わる問題として受け止め、支援を必要とする人が自らSOSを発信できる地域づくりや周囲がそれに応えて支援できる関係が構築されるよう、学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりを進めます。
- ・教育委員会や社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、実際に介護等の現場で働いている方による出前講座や、体験学習の機会を提供し、児童生徒の福祉への関心や理解を深め、子どもの頃からの福祉意識の醸成を進めます。
- ・核家族化の進行を踏まえ、福祉読本を活用し、生まれた時から看取られる時まで、人生をイメージした福祉学習を進め、家族間の思いやりや助け合いの心を育みます。

③ 多様性の尊重

- ・性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互いに認め合い、誰もが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向けて、障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例、滋賀県子ども基本条例等の理念や内容についての周知により、県民の心のバリアフリーの推進を図ります。[再掲]

コラム12 地域福祉の実践 滋賀の福祉人の取組

(社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会)

今回の計画策定においてうれしかったことは、社会福祉、地域福祉をめぐる国のスローガンにただ追従するのではなく、滋賀県の福祉はこれまで何のために実践を積み重ねてきたのか、そしてこれから何を大事にしていくのかを確かめあい、ことばにできたことです。私は、「だれもが尊ばれる社会」で生きていきたいし、みんなでこころとちからをあわせてその社会をつくっていきたいと思います。「人間が本当に人間を理解していこうとする」共生社会づくりは現在進行形です。大切な実践者“滋賀の福祉人”づくり、これからの(も)本番です。